

# 広島市総合防災センターに係る指定管理者候補の選定について

広島市総合防災センターについて、次のとおり指定管理者候補を選定した。

## 1 施設の概要

- (1) 所在地  
広島市安佐北区倉掛二丁目33番1号
- (2) 設置目的  
防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時の応急活動の拠点とすることを目的とする。

## 2 選定（非公募）の概要

- (1) 指定管理者候補名  
一般財団法人広島市都市整備公社（広島市中区国泰寺町一丁目4番15号）
- (2) 非公募理由  
広島市総合防災センターは、市民や事業所従業員等への防火・防災指導、防火管理講習などの防火・防災に関する資格講習など、防火・防災に関する知識及び技術の普及向上を行うとともに、防災センターの庁舎をはじめ展示装置及び消防訓練施設等の維持管理、災害発生時の避難場所の開設などを主な業務としている。  
さらに、地域防災計画等の見直しが行われた場合、見直し内容に応じて、指導内容を柔軟に変更する必要がある、また国内外で発生した様々な災害に対応して、現行の研修内容に必要な研修内容を追加するなど、指定管理者にはこれまで以上に本市のニーズに迅速・的確に対応できる能力が必要となる。  
このため、防火・防災に関する専門知識と豊富な経験を持つ職員を多数有し、継続的・安定的な行政サービスを提供することが可能な一般財団法人広島市都市整備公社を非公募により指定管理者とする。

## 3 消防局指定管理者指定審議会委員

役職	職名	氏名
会長	消防局長	齊藤 浩
副会長	消防局次長	吉岡 正裕
委員	消防局警防部長	大谷 博途
委員	消防局警防部 救急担当部長	久保 富嗣
委員	消防局予防部長	新家 茂樹
委員	消防局総務課長	中山 義隆
委員	危機管理担当局長	行廣 真明
委員	東区長	篠原 富子

## 4 審査の概要

- (1) 審査の方式  
消防局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補の選定を行った。  
審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補として選定した。
- (2) 評価基準  
評価項目

評価項目
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 講座等の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。
【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

## 5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**一般財団法人広島市都市整備公社**を指定管理者候補として選定した。

申請者	一般財団法人広島市都市整備公社
評価項目 1	適
評価項目 2	適
評価項目 3	適
評価項目 4	適
◎ 指定管理料上限額	3億4,842万7千円
◎ 指定管理料提案額	3億4,842万7千円

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

## 6 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

## 参 考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進すべき施策に関する取組状況について確認を行った。

### <指定管理者候補となった一般財団法人広島市都市整備公社の取組状況>

確認項目		取組状況	備考
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率の達成状況【法定雇用率（2.2%）】	達成 (4.01%※)	障害者の雇用義務有り
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21の取得	有 (エコアクション21)	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定努力義務有り
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当
		本店がなく支店がある場合	—
		その他事業所等がある場合	—
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当
		5割以上で8割未満の場合	—
		2割以上で5割未満の場合	—